

Title	西ドイツ中世における“Bauerntum”の形成 : Codex Laureshamensisを中心として
Sub Title	Formation of "Bauerntum" in "Westdeutschland" : especially based on Codex Laureshamensis
Author	宇尾野, 久
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1955
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.48, No.10 (1955. 10) ,p.785(47)- 800(62)
JaLC DOI	10.14991/001.19551001-0047
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19551001-0047">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19551001-0047</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「還れ」といつて婦人労働者を解雇する。そしてこのような見地は、ブルジョア社會が妻の公然または隠然たる家内奴隸制の上にきずかれている單婚家族をその構成部分としているかぎり、資本家の念頭を去らない。ヒットラーの三K (Kinde, Küche, Kirche 子供、臺所、教會) 理論は、資本家のこのような政策を裏づけるものであり、しかも戰争準備の一部として婦人を兵士の妻と母の役目におとしいれようと思む者を手助けするものであつた。

とにかく、このような結果として、自分の労働力を賣らざるをえない多くの婦人大衆は潜在的過剩人口と同じような失業状態におかれ、また、家内労働に從事する停滞的過剩人口として半失業状態におかれ。しかもさらに下層は浮浪者、賣春婦となるのであつて、まさに「婦人の賃労働の背後には賣淫」という暗い影が立つてゐる。資本家は、このように相對的過剩人口のなかでたえず増大する婦人失業者および半失業者の壓力を利用して、婦人労働は家計補助的労働であるとか、産前産後の休暇で労働が中斷されるとか、その他いろいろな理由で、婦人の賃金を労働力の價値以下にとくべつ低く壓し下げる。こうして、資本家は、すでにのべたように、婦人労働の價値が平均的に低いとあいまつて、とりわけ多くの剩餘價値を搾取するのであり、このことは、婦人が男子と同じような労働をおこないながら、その労働の價格が男子より低いという形態をとつてあらわれる。そこで婦人労働者の不満がよびおこされ、「同一労働同一賃金」の要求がうちだされるのである。

もつとも婦人がまだ、夫の「成功」によつて、あるいは結婚によつて、家庭に落着こうという幻想をいだいてゐるうちは、「同一労

働同一賃金」の要求はそれほど發展せず、男女間の賃金差を婦人労働者が自らみとめてきえいる。しかし資本主義はこの幻想を容赦なくうちくだしていく。労働者家族は妻や娘が働かなければなりません計を維持えなくなり、「同一労働同一賃金」の要求は、「婦人に職業の門戸を開放せよ」という要求とともに、貧困化する労働者階級の運命と密接に結びついたものとなつてくる。しかもこの「婦人に職業の門戸を開放せよ」という要求は、婦人の賃金を引下げる婦人失業者の壓力をやわらげるものとして、「同一労働同一賃金」の要求と意識的に結びつけられるのである。この點で、一九五四年七月の第二回國際金屬機械労働者會議において、G. アドウイッシュが「同一労働同一賃金」の原則とともに、「働く権利、あらゆる職種の婦人への開放、婦人労働者としての資格の承認」を基本要求としてかかげたことは、注目されねばならない。(最後の部分は統計や資料にもとづいて具體的にのべるつもりであつたが紙數の關係で抽象的敘述をおわつた。したがつて結論的部分は、日本獨自の問題とともに別の機會に發表する。)〔未完〕

(註一) 舟橋尙道「労働の價格とその法則」(經濟評論、昭和二九年八月號所載)

(註二) 大竹博吉譯「新婦人論」九九頁。

(註三) 「第二回國際金屬機械労働者會議議事錄」五月書房版一三六頁。

## 西ドイツ中世における“Bauerntum”的形成

—Codex Laureshamensisを中心として—

宇 尾 野 久

「寄進帳はカロリング時代の經濟史の最も重要な資料に屬する」と A. Dopsch は述べている。確かに寄進帳は賃子帳の内容を説明するものとして當面 C. L. にあらわれてくる直接農耕者の Stand の社會經濟的條件を究明するため不可缺のものと言わねばならない。この間の事情に就いて Otto Brunner は次のように述べてゐる。『領主制の古い歴史に對する主要資料である寄進帳と賃子帳は唯ヘルシャフトの所有を描寫するのみで、全體の否より小さな地方でさえも土地所有配分を描寫していない。加うるに夫等は初期及び高度中世においては殆んど専ら聖界の文書から出來している。然も大部分多くの個別的寄進によつてその所有を増大し、加うるに敍任權等以前には全く「ヘルシャフト」ではなくて、就中その寄進者や

西ドイツ中世における“Bauerntum”的形成

四七 (七八五)

守護のヘルシャフトに編入されてゐた聖界のグルンドヘルシャフトは、ここで當然誤つたビルトを呈示してゐる。然し後期においても俗界グルンドヘルシャフトの賃子帳はある場所の土地所有配分を確定するのに充分でない。このことは或る Herr の收入記述としての賃子帳の性格によるものである。……故に(中世または十三世紀末までの少い資料に限定されずに)十八及び十九世紀のすつと後の豊富な資料から出發し、此處から古い時代にもとる作業をせねばならない』と。勿論 A. Dopsch も亦賃子帳の限界に就いては最も良く熟知せる編修者であり「その本質上當時(十一十三世紀)の賃子帳は均齊なまた完全なその映像を與えない。當時の賃子帳は賃子で貸出された土地のみを記そうと欲し、尙自己經營にある土地に就いては何ものも含まない」と述べてゐる。

そのような制約にも不拘 C. L. の中で直接農耕者のどの程度の生産條件が知られ、また之等の農耕者の社會政治的 Stand はどのようなものとしてあらわれて來るであろうか?

屢々引證されるカール大王の御料地令の自由民の本來の社會經濟

四七 (七八五)

状態を示唆するものとして *Formulae Sirmondicae* (*Turoneses* N. 43 (MG. FF. 1, 158) は左の如く記載する。

御館様某宛

衣食の資に乏しき次第は貴殿の良く知り給う處なり、されば貴殿の御敬虔にすがり申し、貴殿の庇護に私を委ね若しくは托身する様私に於いて自由意思にて決定せり。斯くて又私が行うべきこと（左の如し）。即ち夫に對し私が貴殿に奉仕し、貢獻し得る生活の資並びに衣服を以つて貴殿は私を扶け、支持せねばならず、また私は生きている限り、自由民の状態で貴殿に奉仕若しくは義務を果さねばならない。且つ私の生涯を通じて貴殿の勢威若しくは庇護から離れずに私の生涯を貴殿の勢威と保護のもとにとどまらねばならぬというぐあいにすべし。このために吾等の一方がこの契約を忌避せんとすればそれだけの金錢をその相手方の契約者に支拂い、また契約自體有效にとどまるよう同意す。斯くて同一内容でしたためられた二通の書狀を相互に作成し確認すべし、兩者また斯くの如くなすべし」と（以上の如し）。

右の書式は Seniorat つか Herr (Senior) と homines の關係を示すものであるが F. Lütge がカロリング以前のダルンドベルシャフトには Das persönliche Moment が強く前面にあらわれておる、此處ではヘルシャフトは土地所有ではなしに人間に基づいておる、つまり Munt (人間に對する Gewalt und Schutz) がその本質的要素であると述べて居る如く、後期の reale (echte)

然しカロリング期における之等の自由民はよりリアルな社會經濟關係の中であらわれてくる。

C. L. に屢々見受けられ *accoli* (*accolae*) は、」のような屬人的な部族法典の意味での自由民として現われる譯であるがしかしすでに上述の如く自由の意味構造の轉換により、よりリアルな社會政治關係、つまり Munt のより現實的な社會經濟關係の具體的な擔い手となる。しかしその際自由民自身の發意 (*voluntas*) とヨルシュ聖堂のリアルなムントの展開の統一がその實現の契機となつて 」。

*Glossar de Ducange* によれば *Accolae* はその出典の時代と場所により著しく變化を示してゐる。サリカ法典 (K. A. Eckhardt 編修) の LXXX. *De migrantibus* にみられる村内移住者の如き意味で *λέπαρκος, πάροπος, ἔνοικος, τερρορεῖς* といった性格がみられるであらうが然し Ducange の記載してある引用例の中で C. L. *Si accolae* の説明と最も適切と見做されたのは “*accola, qui alienam terram colit. Accola, qui in eodem loco manet.*” である。高地ドイツ語の語彙集も亦 *accolae* に就いて “*qui alienam terram colit—lantsdileo der framada erda niuzzet,*” (他人の土地を利用するランナーの居住者) と記してある語である。

R. Kötschke は之等の *accoli* が部族法的な意味での、つまり

テーゼであるカロリングの社會經濟構造の轉換と共に（部族法的な意味での）自由と非自由の内容の推轉が起り、*accolae* の人格的な自由の侵害なしに主人の *Grundhölden* となる、の例證として擧げてある。このようにカロリングの土地なしの自由民は社會經濟的な Stand の保持者であると同時に *Muntherrschaft* のもとに入る關係上政治的な支配關係としての Stand の保持者に轉化する。C. L. の寄進帳にあらわれた *accolae* は其の如くその數が僅少であるがしかし必ずしも同一の社會經濟狀態のものとしては現われてゐる。

Urk. Nr.

5. “nec ad homines suos, tam ad ingenuos quam et ad seruientes, seu accolatus ipsius monasterii distribuendum.” (772. Mai.)
6. “accolabus, mancipiis.” (773. Jan. 20.)
7. “accolabus, mancipiis.” (774. Sept. 2.)
12. “farinariis, mancipiis, accolabus.” (786. Febr. 25.)
13. “farinariis....mancipiis, accolis.” (788. Juni 7.)
14. “accolis, mancipiis LXIII.” (790. März 1.)
178. “edificiis, accolabus, terra culta.” (782. Jan. 21.)
210. “accolabus, mancipiis.” (768-778.)
268. “accolabus, mancipiis XII.” (782. Juni 3.)
502. “accolis, mancipiis.” (782. März 6.)
505. “acolis, mancipiis.” (788. Juli 11.)
552. “accolabus, mancipiis.” (767. Sept. 13.)

Urk. Nr.

5. "nec ad homines suos, tam ad ingenuos quam ad seruientes, seu accolatus ipsius monasterii distingendum." (772. Mai.)

6. "accolabus, mancipiis." (773. Jan. 20.)

7. "accolabus, mancipiis." (774. Sept. 2.)

12. "farinariis, mancipiis, accolabus." (786. Febr.)

13. "farinariis....mancipiis, accolis." (788. Juni 7.)

14. "accolis, mancipiis LXIII." (790. März 1.)

178. "edificiis, accolabus, terra culta." (782. Jan. 21.)

210. "acolabus, mancipiis." (768-778.)

268. "acolabus, mancipiis XII." (782. Juni 3.)

502. "acolis, mancipiis." (782. März 6.)

505. "acolis, mancipiis." (788. Juli 11.)

552. "acolabus, mancipiis." (767. Sept. 13.)

自由民より上位にある」と示していく譜ではない。殊に C. L. Urkunde Nummer 5. のそれは明らかに *ingenuos* と相対置されるようなものとして “servientes(Unfreien) seu accolatus” と述べている。従つて部族法における自由、非自由の外に更に *Seniorat* 内部におけるよりリアルな社會經濟關係が問題となつてゐる譜である。つまり *ingenuos* はその職能の限定された王の *Munt* に服するロルシア聖堂の *homines* であり、*servientes* sive *accolae* はその職能の限定されたものとしてあらわれてくる。従つてそのような社會經濟的な機能轉換と社會政治的な意味轉換によつて初めて他の寄進文書における *accolae* の序列の意味が理解され得る。つまり寄進者の側からすれば *mancipia* の如く解放の際の解放金の要求權もなくその機能の點で非自由民と等しい *accolae* は時には非自由民より劣弱な價値しか認められず、むしろ譜代の非自由民 (Erb<sup>(s)</sup>enfreien) よりは *Familia* の新來者として輕視される場合も起り得たのであらう。

1097. " *aculabus* " (782. Febr. 27.)

右の文書に現われた *accolae* の大部分は非自由民の上位に置かれてゐる。従つて之等の人々が一應部族法上の自由民であつたと推定しても大きな誤差は起らない様に見える。更に彼等が “landlose Freie” であることを他の動産や不動産と共に寄進の対象になることをよりて確認される。この點で Ducange は “*accolae, coloni, seu ascripti, qui simul cum praediis venabant.*” [土地財産と同時に來たれる近住(小作)人、小作人若しくは土地附屬人] とも述べてゐる。然し乍ら上述の文書のすべてが *accolae* が他の非

殊に<sup>ハ</sup>等の *accolae* が *huba seruiles* (die Diensthufe) に住み、Urbar に記載される (*adscriptio*) 場合にはたゞ<sup>シ</sup>遠墳地を小作するとして<sup>シ</sup>すやに *mancipia* 以上のものであるとの社會經濟的評價は必しも期待しがたゞ、主人の庇護なしには困難な状態にあり、後期の都市の發展期に都市に逃亡する *colonus* に對する如く特に *Schollenpflichtigkeit*、まだ<sup>シ</sup>領主の *Familia* 外の Eigen の移轉禁止等の規定を *Lex familia* 又は *Ius agriculturarum* (, *Freistift*<sup>(E)</sup>) と記したので規定しなくともその懸念はなかつたのである。

(註) 他 C. L. Urk. Nr. 5 の原資料の問題の箇所は “nec adhominis suos ta’ ad ingenuos qua’ 7ad seruientes seu accolatas ipsi’ monasterii distringendu’” となつて居り、K. Glöckner は上記の如く正確にそれを修復している。

だが勿論<sup>ハ</sup>の自由民が<sup>シ</sup>のよべな状態にあつた釋でな<sup>シ</sup>。M. G. Legum, sectio 11. 48. Memoratorium de exercitu in Gallia (Occidentali praeparando) (S.134) とすれば

- 1) *beneficium* を有する者。
- 2) *mansos quinque de proprietate* を有する者。
- 3) *quattuor mansos* を有する者。
- 4) *tres mansos* を有する者。
- 5) *duas mansos* を有する者。
- 6) *unus mansos* を有する者。
- 7) *dimidium mansos* を持つ者。
- 8) *mancipia* & *Propriam possessionem terrarum* を持

の非自由民と後期の下級 *Ritter* の如く數人の家族員をもつて<sup>シ</sup>主人自らの<sup>シ</sup>の經營を營んだのである。之等の自由民の最下限に<sup>シ</sup>ては前記の貧窮自由民と自己寄進の自由民が考慮される<sup>(17)</sup>。C. L. の *自己寄進* (*autotraditio*) の例は、Urk. Nr. 715, 839, 110, 2867, 119. の少數であるが<sup>シ</sup>等の大部分がそのような小自由民の状態を示して<sup>シ</sup>る。

Urk. Nr. 715 (anno. 790) は *Presbiter* (pbr.) *Erlebalodus* の自己寄進<sup>ハ</sup>の<sup>シ</sup> 1 mansus, 1 locus (*vinea*), VI *mancipia* 等の寄進を伴へ。Urk. Nr. 839 (anno 793, Mai 5) は *Adalmunt* et *Coniux eius Bergart* の自己寄進<sup>ハ</sup> 1 mansus, XV *iurnales* の寄進<sup>ハ</sup> *mancipia* の記述<sup>ハ</sup>、恐らく家族のみに<sup>シ</sup>る<sup>シ</sup>經營<sup>ハ</sup>。Urk. Nr. 1110 (anno 784-1084) は *Erbmann* の自己寄進<sup>ハ</sup> *Onnes collaboratum* (*erarbeiter Besitz durch Rodung*) の自己寄進<sup>ハ</sup>の<sup>シ</sup> 1 mansus, 1 locus (*vinea*) 等の寄進を伴へ。

Urk. Nr. 2867 (anno 787, Juni 12) は *Wolfbertus* et *conius eius Vodilhilt* の自己寄進<sup>ハ</sup> 1 mansus, XV *iurnales* と共に寄進 (Urk. Nr. 839 と同一條件)。Urk. Nr. 119 (anno 1084-1088) は *Heinricus* と<sup>シ</sup>の自由民が<sup>シ</sup>トラを<sup>シ</sup>たための自己寄進<sup>ハ</sup> *mancipia* を有するも年代も新しく、當面の用例に不適當。

之等の自己寄進の行われる動機は自由民の經濟的窮迫と<sup>シ</sup>うよりはむしろ信仰によるもの又は將來の保障を得るためと考えられる。然し前述の貧窮者 (*pauperes*) (つまり *マンキビア* も持たぬ土地

西ドイツ中世における “Bauerntum” の形成

たの貧窮者。

と<sup>シ</sup>うよりは自由民の經済能力を<sup>シ</sup>明に規定して<sup>シ</sup>る。之等の自由民の *Beneficium* を享受する者はその *honos* の堅與者の *Munt* と<sup>シ</sup>たことが推定される。然し 5-3 *mansos* の所持者は必ず<sup>シ</sup> *Seniorat* の關係に入ら<sup>シ</sup>、カールの時代の軍制上の中堅的な自由民を代表していたのである<sup>(18)</sup>。尤も<sup>シ</sup>等の *allodia* は基礎を置く自由民がメロヴィングの *omnes leudes* と臣様に國家的なカーネル<sup>ハ</sup>の *Vassalität* の關係に入ら<sup>シ</sup>た<sup>シ</sup>とを假定する<sup>シ</sup>ではない。從<sup>シ</sup>て *Capitulare Misorum de exercitu pro-movendo* (anno) 808 (M. G. ibid. S. 137.) は *N*第の臣<sup>ハ</sup>の *allodia* を所持者<sup>ハ</sup>の<sup>シ</sup>、單獨で出陣する *allodia* の所持者と *Senior* 又はその *Comites* は從つて出陣する *Beneficium* 所持者との區別を示して<sup>シ</sup>る。メロヴィングに於ける *leudes* が臣<sup>ハ</sup>の *leudes* が臣<sup>ハ</sup>と一人の君主の *leudes* たり得ぬ如く今やカールの *vassal* である<sup>シ</sup>と更に他の senior & *homines* たる<sup>シ</sup>とは相對的に區別され<sup>シ</sup>る。然しメロヴィングにおける廣義の *omnes leudes* (*homo francus*) たる限りに於いては<sup>シ</sup>の<sup>シ</sup> *leudes* が臣<sup>ハ</sup>の *allodia* を所持する自由民を重視し、必<sup>シ</sup> *vassal* *Vollhufe* の所持には力點を置いて<sup>シ</sup>ない。そして Otto Brunner は斯<sup>シ</sup>か *Die Vollfreien im ursprünglichen Sinne* たる *Tirol*, *Steiermark*, *Kärnten* 等の後期の植民地帶における ein “freies” *Bauerntum* と<sup>シ</sup>の *Freien* か<sup>シ</sup>然<sup>シ</sup> J. Calmette はまた臣<sup>ハ</sup>の *ca*の<sup>シ</sup>然<sup>シ</sup>と區別して<sup>シ</sup>る。然<sup>シ</sup> J. Calmette はまた臣<sup>ハ</sup>の *ca*の<sup>シ</sup>然<sup>シ</sup>と區別して<sup>シ</sup>る。

4) もろ<sup>シ</sup>少い農地を所持する自由民の數は多いと述べて<sup>シ</sup>おり、少數

の自由民については恐らく *accolae* と同様な條件が考慮されねばならないである。

最後に之等の人々の生活圈に<sup>シ</sup>ては賃子帳、寄進帳からは僅かしか知り得ない<sup>シ</sup>他の資料に準據して考慮せねばなる<sup>シ</sup>。

C. L. の *Chronik* に現われ<sup>シ</sup> *villa*, *marca* (地) へ<sup>シ</sup> *Weiler* (里) の寄進は殆んど王又は貴族 (M. Weber と<sup>シ</sup> *Grundherr*) のものであり、カール大王の御料地令における莊司 (*Index C. V. 3*) 又は仕人 (*ministeriales C. V. 10*) と<sup>シ</sup>り管理され、諸種の非自由民によって奉仕される (C. L. Urk. Nr. 1) 莊の構造を<sup>シ</sup>る、納屋 (*scura C. V. 19*)、藏 (C. L. Urk. Nr. 3813, 3821, *armarium*)、酒藏 (*Cellarium C. L. Urk. Nr. 763*)、酒藏 (C. L. Urk. Nr. 161, 3682, 3818, 3836, *Cellarius*)、附屬農園 (*mansionilis C. V. 19*)、領主の廳や作業場 (C. L. Urk. Nr. 3677)、女子作業場 (*geniticia C. V. 31, 49*)、粉礦場 (*Molendinum* C. L. Urk. Nr. 40, 48-50) 等が設けられ、粉礦人 (*farinarius C. L. Urk. Nr. 1*) 又はその他の職人 (C. V. 45) が居住し、莊司と<sup>シ</sup>て裁判集會 (*audientia C. V. 56*) が開かれ、又莊舍 (*Casa*) が莊司と<sup>シ</sup>て哨戒 (C. V.) もれで<sup>シ</sup>たのである。唯<sup>シ</sup> *locus* の住民は此處から離れて住む。

然し Gau 別の寄進帳には 1-4 *mansos* (C. L. Urk. Nr. 1215 anno 777, 498 anno 777) と<sup>シ</sup>るより小規模な寄進が現われて<sup>シ</sup>る。之等は寄進した *mansus* 以外の *mansus* が尙寄進者に存在する<sup>シ</sup>ことを考へると前掲の軍制上の中堅的な自由民 (5-4 *mansus* 所持者) 以上の *mansus* の所有者が可成存在した<sup>シ</sup>とした

意味すると同時に之等の寄進された mansus と *praecaria* (praestaria) は寄進者に留保されたたりとも考慮せねばならぬ。

更にまた Gau 別寄進帳には 1/2 mansus (Urk. Nr. 1035, anno 770), 2/3 (Urk. Nr. 1241, anno 777), 1/3 (Urk. Nr. 2515, anno 783), 1/4 (Urk. Nr. 1109, anno 790?), 1/6 (Urk. Nr. 1453, anno 768) の寄進の形態も現われてゐる。之等の mansus は上述の如く mansus の本來の意義からしてその收穫又は用益の 2/3—1/6 が寄進されたと受取れば統一的經濟單位 (後に貨子單位) として mansus を分割してその經濟的價値を破壊するところが不合理が取扱われるだらう。若し然いへれば 1/3 (tertiam partem de uno) molino: molendinum (Mühle) (Urk. Nr. 516, anno 766.) へといた場合に 1/10 の塊田を 1/10 と分離するところが不條理をも犯せねばならぬだらう。

*mansus* はその附屬物 (森林、草地、建物、耕地、葡萄園、通路、用水、用水権、製粉場、マンキピア等々) と共に寄進され、之等の Komplex として現われてゐるがカロリング期には必ず自由民の 1/2 世紀の經濟單位として現われてはこない。尙ほの外は sortes (sortes) (Urk. Nr. 441, 537) 及び iurnales (例へば Urk. Nr. 2437, "unum mansum, et XXX iurnales, et pratum 1," anno 782.) の寄進が Gau 別寄進帳に現われるが、多くの繊細な iurnales の寄進と並んで寄進されば 100 iurnales de terra aratoria (Urk. Nr. 3057=3704 a anno 782.) の如き廣大な iurnales の内容は必しも 1 mansus=30 iurnales と記した概念に拘束され、C. L. Nr. 2437 の如く同一文書の中で全く兩者に依れば

「の意味で C. L. Urk. Nr. 40, K. 66 は "scavi" (Russische Kolonien) 亦 Colonus とよく編入される。然し Censuales は大部分非自由民からの第一次の解放によつて半自由民となつたものである。C. L. の世の該當資料として既に Urk. Nr. 3817 (anno. um 12 Jh.-1200) が censuales が中世固有の半自由民たるを記す。

A. Dopsch 及ぶの繊細な Otto Brunner が Fontes rerum Austriacarum, Österreich. Urbar. u. a. に記載して行つた斯かる半自由民の Stand の推轉は以下に Formulierung に依れば

「カロリングに於ける Grundherren=ingenui (Adel) と Unfreien の展開。 (A. Dopsch, Entwicklung.) (F. Lütge, Sozialwirtschaftliche Strukturverwandlung)

1) 十世紀末に始まる半自由民の第一次解放—lex et ius Censuali (Censualenrecht) の形成。 (十一世紀に於ける Kolonisation が媒介となる) [十一世紀における社會的展開と應じて familia の構造變化が起つ (1) familia militaris. (2) familia ministerialis. (Meier を含む) (b) familia militaris. (3) familia servitis 形成される。 おへて十一世紀は familia libra (nobiles), familia servilis が形成される] (Herrschaft und Bauer.)

III. 十一世紀における半自由民の第一次解放—ministeriales, milites & libri. lex familia (Hofrecht, des Hochstiftes Worms (1023—25) oder von Limburg (1035) が現れる。

題レーベン中世纪における "Bauerntum" の形成

mansus と iurnales) は別個のものとして現われてゐる。從つて 2/3—1/6 mansus はやはり統一的經濟單位としての mansus を記載として半自由民であり、最初からの之を單なる地積の集合として XXX iurnales の 1/2, 1/3 と讀むようと扱うべきではない。

C. L. の Gau 別寄進帳に現われる多數の零細自由民はこのような mansus, iurnales の經濟的な基礎で生活していたようと思われる (即 iurnales の地積や土壌の輕重、地形、用途によつて必ず 1 積たり得ない) が、載つて Waitz が既に "Über die altdeutsche Hufe" で指摘つてゐる。

〔Dreifelderwirtschaft; de terra aratoria XXX iurnales in tribus locis sitos (C. L. Urk. Nr. 662, anno 771 Juni 2.) と記載して Hanssen が之を引證してゐる。〕

## II

C. L. における直接農耕者としての半自由民 lidus (litus Urk. Nr. 1, Z. 20) [又は hubae lidorum (plena, integrare) = Vollhufe der Litae: Urk. Nr. 3678, 3680.] が Conlibertus (Urk. Nr. 1, Z. 20), colonus (Urk. Nr. 85, 151, 153, 157, 164, Z. 40), censuales (Urk. Nr. 3817) と共に現われてゐる。然し初期カロリングの lidus, colonus が被征服部族又は部族法の意味での自由民から轉化した Halbfrei であり Conlibertus が "affranchi ou affranchi collectivement" であつたとすれば Stand の社會經濟的機能轉換並くしてその社會政治的意味轉換を問題とする際には相對的に區別して考察せねばならぬであらう。

四、十一世紀における新たな nobilis の形成。 Gerichts- oder Bannbezirk の擴大。 (ebenda S. 220—1) ("Luft Macht Eigen.") Lehn, Immunität の強化と解體の萌芽產生。五、十一世紀に於ける都市の發展と關連して Frohndienst, Naturalleistung の Geldleistung の展開—やがてより賦役の unfreier Tagelöhner となる躍進起る。 (經濟轉換並く Ritter と Gutswirtschaft が記される) (A. Dopsch, ebenda S. 172). 「かゝつては田、非自由の區別をなすたる變遷の結果現實へ Standideal の發展へ。 (O. Brunner, ebenda S. 452.)

K. 十二世紀における新たな potestas の如く土地に限定されない Leib-, Gerichts-, Vogteiherrschaft 等々へと之類の所有權力を包括するものとして "Herrschaft" が記す。 (A. Dopsch, ebenda S. 13—14.)

その史的條件として半自由民の "Lehnrechtliche Herrschaft" 及び他の "reichsmittelbare Gebiete" の後継及ぶ "Der Strukturwandel der sozialen und wirtschaftlichen Kultur" が記述される。 [註斯かへ "Herrschaft" の概念はその本質上は必ずしも H. 〔註斯かへ "Herrschaft" の概念はその本質上は必ずしも H. 〕

之の法的基礎の上に成立する (O. Brunner, ebenda S. 281.)

七、十五世紀は Landesherr が小都市のタペル (タペル) へと現れる Landesherrschaft の機構内に包摶する。 (O. Brunner, ebenda S. 278, 288.)

之の後 Herren und Ritter が der "Adel" と engere Landesgemeinde が Ländleute を構成し Landesherr

の機能轉換による Landeshoheit 形成され。 (O. Brunner, *ibid.*, S. 451, 412.) ふつゝ Landesherr は Landtag が “Land-

stände” を召集する。 (a. a. O. S. 496.) ふつゝ過程で Landleute は ハントの等族として新たに社會政治的な同時に社會經濟的な意義と機能を獲得する。 いわゆる Standestaat がこのよだな過程で成り立てる。この史的運動で十三世紀のザクセン・ハーピーク (ハーピンヒト) に散見されるよだな bürer (Bauer) 狹義のグルムン (ムンチャード) から分離し、政治的であるたな意味を獲得する。

(註) 大きな hochfreie Geschlechter の大部分の消滅 (a. a. O. S. 467)、植民の特殊事情、例えば Pflegericht, Almend „regal“ の賦與等の有利な條件と相俟つて Tirol など、總括的 genossenschaftliche Autonomie が standisches Leben の参加を達成する。 (a. a. O. S. 435.) [Tirol が逆 Österreich が Bauernstand の政治的權利の達成は遅れる。 (a. a. O. S. 452.) 従つて F. Lütge 東南ドイツ——ベーレン——西南及中部ドイツのムンチヘルシャフ特の比較によく Tirol を除外する。 (F. Lütge, *Die bayerische Grundherrschaft*. S. 184.)]

〔だがその際 Hofgenossenschaft が Dorfgemeinde の形成に高い意義を獲得した。 (A. Dopsch, *Herrschaft und Bauer* S. 229.) ふつゝ Grundhöfen の立場の政治社會的地位の獲得の運動を無視不得なら。 (H. Mitteis, *Deutsche Rechtsgeschichte*. Kap. 35. (4).)

八、十六世紀に於て Territorialstaat の誕生。 (O. Brun-

ner, a. a. O. S. 189, 255. F. Lütge, D. S. u. W. G. S. 149 (33)

—50.)

L. の Censuales はその稀少性や地域の特殊性を越えた史的な重要性をもつ。 ふつゝへたもんへして特々の Censuales の名稱は立てるにあたって C. L. は其たの本質的事態を求むねばならぬであらう。 ふつゝ C. L. Urk. Nr. 154. *Census ad confectionem cerei* (um 1145) ([聖堂の] 糜の消費のたる) 貸子〔を納める。〕 ふつゝ文書の背後は A. Dopsch の *Cereus & Cerocensuales* を求める。 〔同上。〕 ふつゝ文書は “duo mancipia Libgerum et Starcherum ut quisque denariatas II Cerei in festo S. Renigii persoluat” (Vor 800?) (翻) “キルケの祭日は各々穀物〔ナリカ〕を納める。 〔ハーピークの二人の非自由民を〔寄進する。〕 (C. L. Urk. Nr. 1427.) ふつゝ “duas anchillas Wagahilt et Aitburg, ut in festo S. Michaelis (Sept. 29.) soluant in Censum III denariatas Cerei.” (765—880) (Urk. Nr. 1592.) ふつゝ ふつゝの “貸子形態 (殊に Geldleistung ふつゝ外に置換えられた) Ackerfron” の轉換が ふつゝ爵座の Stand の變化を推定し得だ。 ふつゝ A. Dopsch が “pro utilitate ecclesie” (Köln 1221), “spe melioris rei” (Westfalen, C. 1224) ふつゝ一般的表現を爵座に聖堂の所領經營の合理化へ趨ひかたと區別が起るであらう。 殊に C. L. の非自由民は後に述べる如く Persönliche Leistung を認める者たるなどあらう。

au mansus vel bona serviles 貸子貢納義務者とでは著しくその給付能力を異にして、その Errungenschaft の状態を異にするのや Stand 上昇の可能性の距離は縮むべく、 Urbar の貸子形態の變化のみで判断するにふた割據となる。

C.L. の Hubenlisten, Urbar が現われる貸子形態は Teilbau (C.L. Urk. Nr. 3639 [anno 769—903]) から Gegenleistungen (prouendu frugali=praevenendo frux) (C.L. Urk. Nr. 3682. [um 1000]) と稱められ、極めて多様であるが初期 (8—9 Jh.) は Hubenlisten が何となく “スラバ (tremissus=3 denare) (又はソリドゥス) の價の闊羊 (又は粗毛織物 (friskine (ga) 何反、 鐵等) を納めると述べてあるので之等が代金納貸子となむ際には等の物納貸子「何々の代りに何ソリドゥス納め」) と書いた文書を特に記入する必要がなかつたのである。

自由フーフェに就いては、他の貸子と共に「引取ける限り奉仕する自由フーフェ」 (‘huba ingenualis quei soluit in censum ..... et seruit sicut ei precipitur’) (Lorscher Reichsurbar Urk. Nr. 3671, 3674.) ふつゝた其企は「土地の慣行は從つて」 (‘ut loci consuetudo est’) (Urk. Nr. 3661, 3661a.) またその給付能力に従つて奉仕し、無収穫の場合は金錢又は代物が支拂われる。

C.L. Späte Güterlisten (um 11. Jh.), Zinsregister (um 1200) ふつゝの貸子は確かに壓倒的に Geldzins の形となるが上述の事情を考慮して、義的に之を “Stand” と直結せず、 Urbar を媒介として Stand の實態を探ぐる可能性の極限を確認せねばならぬ。

題レーベン中世における “Bauernum” の形成

「吾々の問題とした西ドイツの領主制について F. Lütge は「un-gesessene Laten」(Censuales, Hofleute usw. benannt) が他に移住する」點を指摘し、C.L. と Censuales の稀少性の根據を明らかにしてくる。そして、‘die gesessenen Laten’の土地負擔 (Reallasten) が十二世紀の價格發展からとり残されたやう十四世紀の轉換期に之等の “Hofleute” は新たに (reale) Leib-eigene となるとの展望を與へてゐる。

中世における直接農耕者の Geburtsstand, Berufsstand が同時の Politische Stände へと現われた點は十二世紀における生産諸關係は現代經濟理論における純粹に考察された生産關係とは異つた面をも生ずる。從つて F. Lütge が Grundwirtschaft (Gutswirtschaft)-Grund- oder Gutsherrschaft-Herrschaft (Munt) の相對的區別を行つてゐる點のためである。この點もやはり領主の直接農耕者 (當面 Censuales, colonus, privati homines) に對する Munt (Gewalt und Schutz) と Munt 生産が營まれる。

最後に狹義の非自由民が問題となろう。半自由民つまり廣義の部族法の自由民に相對する意味での非自由民が極めて多様な意味をもつてゐた様に記述された。C.L. Urk. Nr. 53, K143b, 143/9, K153, 153, 3825), servus, ancilla, mancipia servilia も亦複雜な意味へ行動範囲をもつてゐる。當時の全然 Mancumissio を受けず liberti の状態にも達してしない非自由民の意味構造についてはすでに別に發表の機會を持つことができた。ただその際 F. Lütge は M. Weber の “Herreneigentum an

Menschen” (Leibherrschaft) がカロリング時代に初めて變革され、echte (reale) Grundherrschaft へ轉化したこととまたその際における場合にamura と dominium とは現代の獨法に於ける Eigentum へ異つた Herrschaft (Muntherrschaft) を基礎とし社會經濟史においては副次的な社會政治的な Machtposition が作用してゐたことを指摘してゐる。その場合成立時期に問題があるとして A. Dopsch-O. Brunner 及び F. Lütge がドイツの Herrschaft の概念の獨自性を主張し、本質的にローマの dominium の概念から區別してゐる點が注目される。

從つて Fritz trautz が C.L. 40 (anno 877) を引證して之等の記述の非自由民の権利 (Niederschlag) を部族法に依據して誰の場合その限りにおいては Herr が何等の者が聖堂の Grundholden (oder reale Leibergen) と變成され、かく意義をも確認せねばならぬ。その上 C.L. の唯一の文書としてあらわれてゐる C.L. Urk. Nr. 763 (anno 792, März 3) “Il Mancipia Wiligerum et Blidrudem quei traxit ad faciendos ingenuos” が Stand への遷運で考慮する必要がある。

七六四年に始まるロルシア聖堂の創建文書より一二七九年五月卅日の交換文書に至る C.L. の記録を通してその社會經濟的內容を考える時「十二世紀における土地所有の經濟組織の根本的變化については嚴格には述べられない。事實經營に何等の變化も起らなかつた。……十二及び十三世紀の經濟發展は、自由な様式の新しい土地利用形態を立證せず、それは屢々 カロリング時代すでに豫め形成され

れたものの直線的な繼續にすぎない」。と述べた A. Dopsch の見解は C.L. に就いても亦重大な意義をもつ。確かに C.L. においても十二—十三世紀に於ける非自由民の Stand の社會經濟的推轉は著しいものがある。だが然し之はいまだ上述の中世的支配關係そのものの上に立つておらず新たな社會經濟的志向の變化がみられない。そして十四—十五世紀の Landesherrschaft による農民の (ハント) たる) Grundherrschaft からの解放 (Herrschaft の轉換)、都市並びに農村における社會經濟構造の變革をもつてしていまだ Landesherr と Herrschaft に基づく支配關係の外にあり得なかつた。

社會經濟史研究にとつて副次的なものとなるが Otto Brunner は一八四八年迄——社會經濟的に自由な又は非自由な農民が Landesherrschaft の下へ (Pächter としての「經濟」關係以外の) Untertan, Holde としての (政治) 關係に立つ——本質的な變化は起ふなかつたといふ。

然し吾々の問題とした Bauerntum の成立過程における十二—

三世紀の之等直接農耕者の Stand の意味轉換の理解は十四—十五世紀の社會經濟變革の直接的前提出して必不可缺の條件と思われ。

(C.L. 研究のために援助を頂いた塾の學事振興資金による研究の一部である) その際記しておく。

註

(1) A. Dopsch, Die Wirtschaftsentwicklung der Karolingerzeit. Bd. 1. S. 134.

西ドイツ中世における “Bauerntum” の形成

(2) 古典的なヴィリカチオン・システムの經濟的基礎に支えられた舊領主制理論とマルク制度に基盤を置く農民理論の檢討の進むにつれて資料自體の檢討が行われ、之等の資料を積極的に (positive) と讀むことによつて兩者の統一的ビルトとしての Herrschaft und Bauer の全面的理諭が達成された。然しその際資料の極限において幾つかの制約が現わてくる。之等の制約は時代的、地域的なものとしてあらわれ、更に文書自體の性格つまりそれらの大部分が聖界の資料であることも可成の制約となる。しかし乍ら寄進文書の内容は王領、世俗領の寄進に關するものを含むので文書自體が聖界のものであることはさして大なる制約とはなり得ない。

(3) Otto Brunner, Land und Herrschaft. S. 286.

唯、此處で政治史又は法制史の據點となるヘルシャフトの本質が不變であるとしても十八—十九世紀の資料が果して社會經濟構造の異なるそれ以前の時代の本質的事態の解明の正確な基盤たり得るかの問題が検證されねばならぬだらう。

(4) A. Dopsch, Herrschaft und Bauer. S. 232.

C.L. と Urbare に就いてのことは全面的に妥當する。然し乍ら Salland と Ackerfron が頻繁に現われる限りにおいて領主の自己經營の記述を全然缺くとは言ひ得ない。唯々之等の奉仕が非自由民、半自由民の生産手段でなく領主の生産手段によつて行われ、後期における Grundhöfen は如く之等の生産手段がいまだその Errungschaft となつて居ない。Capitulare de

五七 (七九五)

る農地經營の原理はゲルマーネンの領主の所領の *Streuung* と云ふ特殊事情に媒介されて展開されたものであるが同様な農地を小作の田地とする事態は *Columna, De re rusticis, Liber 1, VII 4-5* に考證される。

(2) A. Dopsch, ebenda S. 50-52, 223.

(3) 然し半心等の自由民はまだ中世後期における Ritter が如く、社會政治的にもまた社會經濟的にも共同の利益を主張する Stand たゞは農地をも含む心等の族族法的な Stand の意味したたが。(Vgl. A. Dopsch, Die wirtschaftliche Entwicklung, S. 1 ff. Band II, 2 Auf.)

(4) Migne, Patrologia Latina Tomus LXXI. p. 499-500.

“actiones inter dominum Gundramnum et dominum Sigibertum.”

(5) J. Calmette, Charlemagne. p. 194-5.

つまり同所で Calmette は自費で軍事裝備を行つ四つ一組の所持者を規定し、四つ以上の者とより少數四つ一組の所持者を分けたが、manse (mas) が本来一家の人々を養へ經濟單位であつた、かの推轉を考慮してくる。しかしこれ等の變化が決して軍制上の壓迫からではなく社會經濟構造の變化から起つたとの F. Lütge の立場を A. Dopsch は承認する。(A. Dopsch, ebenda. S. 24.)

(6) Otto Brunner, ebenda, S. 386-S. 435.

(7) M. Weber は心等の田地の Autotradition となつてゐる農地の必要が起つたから (Gesammelte Aufsätze, S. 553.) である。

(8) Vgl. F. Lütge, Die Agrarverfassung, S. 97-102.

(9) C. L. Urk. Nr. 1. Willswinda, Cancor rhenensis pagi comes と Villa (Hagenheim) と記す。(Anno 764) K. Glöckner は心等を *Schenkung ganzer Villen* と云ふ板の心等が同 *Villa* に關するか *Villa* か *Villa* か *Villa* 以外の心等の寄進文書が Urk. Nr. 1921 (anno 768), 1923-1932 (anno 766-803), 1999 (anno 778) 等で県王や大公等の人々の領地が同一心等に組み入つたなど、ウマリウマリヤハナダ、カノーネ等の圓領地やなみの心等が現れる。

C. L. Urk. Nr. 6. Largio Magni Karoli in Hephennheim (anno 773-Chronik) と記す K. Glöckner は心等の Schenkung ganzer Villen と記す。Urk. Nr. 860-872 (anno 771-780?), 887-897 (anno 797-825) 等で心等の寄進文書 Das ganze Dorf など K. Glöckner は Obbeheim と記すと *Obbeheim* と記す心等の *der kgl. Gutshof* がである。

在 K. Glöckner が心等の寄進の項に入れる C. L. Urk. Nr. 19, 25, 27, 33, 99, K. 120. Z. 55, 2658, 3522, 3707a 等は省略する。Urk. Nr. 3522 (in Elsenzengoue villa Beruungen cum omni integrate, anno 793) の心等が反證だらぬ、園領地として殘る。Ganze Villen は心等が反證だらぬ、園領地として殘る。Ganze Villen は心等が反證だらぬ、園領地として殘る。

西ヨーロッパの “Bauerntum” の形成

五九 (497)

考察して見る。

- (32) F. Lütge, Agrarverfassung. S. 2. H. Aubin, vom Altertum zum Mittelalter. S. 8—9. (1) Lex Ribuaria § 62 (1) がヤニカベムの被解放者ムードル。
- (33) H. Brunner, D. R. G. 1 Bud. S. 352. "liber ecclesiae, quem colonum vocant." Lex Alam. 8. S. 385. G. Waitz, D. V. G. V. 2 Aufl. S. 293. "Censuales, qui res suas tradiuerunt eidem ecclesie."
- (34) Henri Sé, Les classes rurales. p. 190.
- (35) ローマ Censiti, censibus adscripti, censibus omnino. 等はヨーロッパの國家権力が作用するものであるが、それにはノルマニヤーとの内部や私法關係によるものも含まれる。
- (36) Vgl. F. Lütge, Die bayerische Grundherrschaft. S. 26. (Anmerk. 2)
- (37) 「ふるいの "Lehnexus" は體 "Reich" を掩す。」  
「そのやばだがいだ。」 Das Reich ist keineswegs vom Lehnexus ganz erfüllt. (A. Dopsch, Verfassung- und Wirtschaftsgeschichte. S. 126.)
- (38) Otto Brunner, ebenda S. 220, 226.
- (39) F. Lütge, Deutsche Sozial- und Wirtschaftsgeschichte. (S. 144 ff.) Vgl. Gab es im Hochmittelalter einen Strukturwandel der Wirtschaft? (A. Dopsch, Herrschaft und Bauer. S. 129 ff.)
- stung はやくも金錢である。
- (40) A. Dopsch, Herrschaft und Bauer. S. 206.
- (41) C. L. Urk. Nr. 3651. u. a.
- (42) C. L. Urk. Nr. 3657. u. a.
- (43) 例えは pagus Lobodunensis はおおむ villa Sickenheim が、一ヘクタールは領主ハーフトと非自由民ハーフトのあつて、之等は1ヘクタールの價の肥羊、十シルトのヌー、鶏一羽、卵十五箇を支拂う (C. L. Urk. Nr. 3651) (um 800) とあるが十一世紀末の同 Lobdengau の報告では Siggleim のハーフトでは五ソリドウス納ふるとなつてゐる (C. L. Urk. Nr. 3670)。しかし乍ら等の賃子形態、賃子量の變化かく生産力の變化を推定するにいたりは C. L. Urk. Nr. 22, 135, 157, 3664, 659, 315, 322, 647, 2590, 408, 414, 525, 617 bis 661. 等の Chronik, Traditionsbuch, Urbar による聖堂の權益、生産條件の検討 (生産要具、播種量と收穫量の割合、投下勞働の集約度) 更に貨幣價値の測定、C. L. は多く現われる自然的荒廢、土地利用形態の變化 (例えば ministeriales からの農地の回収)、賃子以外の收穫物等々多くの問題が存在し、賃子帳によつて Naturalleistung ある Geldzins の變化又はその賃子量の變化をもつて直ちに生産力又は生産性の變化を論ずることは、著しくその意味を減ずるであつた。〔但 C. L. Urk. Nr. 3836. (um 12. Jh.) にはチーズの代りに (pro caseis) ナトカラッバ (察るべ) へ言つた表現が散見され、西シマラニアにおける "Bauernatum" の形成

(44) O. Brunner, a. a. O. S. 435.

(45) A. Dopsch の舊領州制理論、古典的莊園制説更に Feudalstaat, pseudo-oder halbstaatliche Gewalten, reine Grundherrschaft は、察する批判的 Streuung を前提とする。

Bauer=Grundherrschaft-Herrschaft & 自生的な合理的的創造性の出現である。しかし中世ケルトーネの史的個性を以て實際にやの合作業を通じて、マーチが所謂資料を positive と讀むことによって形成した Bild は negative な事態である。

後繼者 Otto Brunner はより而繩がれ結實している。

(46) A. Dopsch は "Deutschland ist niemals ein wirklicher Feudalstaat geworden." と繩の強調する。

(Herrschaft und Bauer. S. 13. 221.) (K. Bosl の反編

(47) A. Dopsch-O. Brunner は、察する Grundherrschaft über Grund und Boden は Munt に基く廣義の Grundherrschaft である。

(48) "festivitas beati Remigii, quae in initio mensis Octobris celebratur." (Migne, Patrologiae, Tomus LXII. 394.)

(49) A. Dopsch, Herrschaft und Bauer. S. 124. (Nach dem Urbar von St. Maximin (Trier) des 13 Jahrhunderts). C. L. Lorscher Reichsurbar (830—850 anno entstand das) Urk. Nr. 3671, 3673, 3674 あるの他にみられる 6世紀のゼニス "pro opera seminarum" である Lei-

Kō (七九九)

- (50) C. L. Urk. Nr. 3671 (B. Forstzinsen an Getreide und Wein.) (葡萄無收穫の際は、マニシピウム、穀物の貯蔵、支拂ふ) Vgl. A. Dopsch, Herrschaft und Bauer. S. 209.
- (51) A. Dopsch は、察する Censuales は decimalis (Klosterr Forbach) であるが、Kopfzins を支拂ふなどたる Censuales は、Mancipia である。即ち、更に Censuales の地位は Servitus である。Censuales は、Census の譯語 Cens (Zins) は tributarius である。A. Dopsch, Herrschaft und Bauer. S. 26.)
- Vgl. Georg Waitz, Deutsche Verfassungsgeschichte. V. 2. Aufl. S. 234—248 ff.
- (52) Lex Ribuaria, 62. De homine qui serum tributarium facit.
- (53) A. Dopsch, Herrschaft und Bauer. S. 26. 32.
- (54) A. Dopsch, ebenda. S. 32.
- (55) C. L. Später Güterlisten (um 11 Jh.) Urk. Nr. 3667 (von unteren Neckar), 3668 (Sachsen, Leuthershausen) 3669, (Weinheim, Hemsbach).
- (56) Curtia, kleiner als curtis (Bauernhof) (K. Glöckner) Hofstellen (F. Trautz) (Deminutive von curtia).
- (57) Fritz Trautz, Das untere Neckerland im frühen

Mittelalter. S. 110. (従い) Mansus & Hufe の質子負擔  
半ばからだの負擔能力は劣る。

(33) F. Lütge, Deutsche Sozial-und Wirtschaftsgeschichte. S. 101.

K. Lamprecht, Skizzen zur Rheinischer Geschichte. S. 185-211.

(34) F. Lütge, ebenda. S. 16.

(35) A. Dopsch, Herrschaft und Bauer. S. 32.

(36) 「C. L. は於け mancipia」川田學會誌第四十七卷第四號。

(37) F. Lütge, Deutsche Sozial-und Wirtschaftsgeschichte. S. 8, 19.

(38) F. Lütge, ebenda. S. 45.

(39) F. Lütge, ebenda. S. 45, 50.

(40) F. Trautz, ebenda. S. 109.

半ばからだの自由となる (ebenda S. 29.) が然る A. Dopsch

はドイツ東南部でも西北部でも第一次の解放を経た mancipia

つまり censuales は一部 (西ドイツの die gesessenen Lat-  
en) せたしかに Bauern はあたたかく (ebenda S.

(41) A. Dopsch, ebenda S. 27, 28.

かくて第一次の解放を経た mancipia→censuales は第二次

の解放を経て自由となる (ebenda S. 29.) が然る A. Dopsch

はドイツ東南部でも西北部でも第一次の解放を経た mancipia

つまり censuales は一部 (西ドイツの die gesessenen Lat-  
en) せたしかに Bauern はあたたかく (ebenda S.

(42) A. Dopsch, ebenda S. 27, 28.

かくて第一次の解放を経た mancipia→censuales は第二次

の解放を経て自由となる (ebenda S. 29.) が然る A. Dopsch

はドイツ東南部でも西北部でも第一次の解放を経た mancipia

つまり censuales は一部 (西ドイツの die gesessenen Lat-  
en) せたしかに Bauern はあたたかく (ebenda S.

(35) A. Dopsch, ebenda. S. 135. F. Lütge, Deutsche Sozial-und Wirtschaftsgeschichte. S. IX (Vorwort).

(36) F. Lütge, ebenda. S. 102. ハルツ山地の古代遊牧民の re-  
ale Leibeigene はだら。

(37) O. Brunner, ebenda. S. 99.

(38) O. Brunner, ebenda. S. 270, 463.

〔Friedrich I が Reichslandfried (1152-1186) が Bauerntum 形成の契機となつた。〔これは次回に譲る。〕〕

## 保 險 商 品 説 の 研 究

### 庭 田 範 秋

商品は資本の原基的形態であるとともにその歴史的前提でもある。

マルクスの「資本論」が「資本制生産様式が支配的に行われる諸社会の富は一つの『膨大な商品集団』として現象し、個々の商品はかかる富の原基形態として現象する」という有名な冒頭の文言をもつて、その研究が商品 (Die Ware) の分析から始められていることは、この「資本論」において展開される全研究過程が、その端初としての商品形態の、論理的かつ歴史的な自己發展の表現、規定および確証だと云う、豫見的な意味において、十分に注意される必要がある。「アルジヨア社会にとつては、労働生産物の商品形態あるいは商品の價值形態が經濟的な細胞形態である」。商品生産の最高の發展段階である資本制社会では、「資本論」の敍述の出發點をなしでいる商品は、最も一般的な・最も捨象的な・生産關係を表わす。

「資本論」はここから出發してより複雑な・より特殊的な・より具體的な・生産關係を表わす貨幣、資本等々へ——それらの内面的な辯證法的發展關係に従つて——上向して進んで行く。しかしてまた